

**令和３年度**  
**国の施策・予算に対する提案・要望**  
**（新型コロナウイルス関連）**

**令和２年７月**



さいたま市政の推進につきましては、平素から格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が急激な勢いで世界に蔓延している今般において、本市では、感染拡大防止対策や医療提供体制の充実、不要不急の外出自粛要請等に伴う市民生活や経済活動への影響の最小限化に、国や県、医療機関等と連携を図りながら、全庁を挙げて取り組んでまいりました。

5月25日までに全都道府県の緊急事態宣言が解除されたところではありますが、全国各地で第2波の兆候と見られる感染者数の増加が確認されており、その後の第3波の可能性も指摘されていることから、落ち込んだ地域経済の回復や「新たな生活様式」の定着も含め、事態の収束に向けては、長期化は避けられないものと想定しています。

国の緊急事態宣言以降、新型コロナウイルス対策のために数次の補正予算を編成し、対応を図っているところですが、国の緊急経済対策に基づく支援を受けてもなお、多額の財政支出を伴っており、令和3年度以降の予算編成に向けて危機的な状況であることから、これまで行ってきた多種多様な行政サービスを今後維持していくことが困難になることが予想されます。

本要望書は、次年度に向けて、新型コロナウイルス等に係る本市の様々な取組を進めるに当たり、国において制度及び予算などについて、御検討いただきたい主な事項を取りまとめております。

つきましては、これまで国が講じてきた緊急経済対策の影響もあり、大変厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、今後の施策の展開に当たり、本市の要望実現に向けて、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

さいたま市長 清水 勇人

## 1 再度の感染拡大や事態の長期化を見据えた感染防止策と医療体制の整備

### (1) 保健所における更なる体制の充実（要望先：厚生労働省）

新型コロナウイルス感染拡大に伴い保健所の体制を強化するため、本市では保健師を含む職員23名を臨時的に増員したほか、市民からの相談や感染者の健康観察等に適切に対応すべく電話回線を大幅に増設するなどの対策を講じてきたところだが、新型コロナウイルス感染症対策の長期化を見据えるとともに、今後も起こりうる様々な健康危機事案へ迅速かつ適切に対応するためには保健所の更なる体制の充実が必要であることから、次のとおり要望する。

- ① 保健所職員の負担軽減、適確な初動対応、他の行政サービスの継続実施のためには中長期的な観点のもと、平時より保健所の体制を強化する必要があることから、今後の新興・再興感染症対策を踏まえた保健所の適正な人員配置指針を示した上で、医師、保健師を含む専門人材の確保・育成対策や体制整備のための支援及び財政措置を講ずること。
- ② 感染症対策には、医療用マスクや消毒液だけでなく、ガウン、手袋、フェイスガードなどの医療資材も必須となることから、感染の長期化も見据え、これらの医療資材を安定的かつ必要な数量を確保・備蓄できるよう必要な措置を講ずること。

### (2) 治療薬及びワクチンの実用化（要望先：厚生労働省）

一日も早く新型コロナウイルスに係る治療薬及びワクチンの開発と実用化を図るため、国内外で実施されている臨床試験等に対し、引き続き必要な支援策を講ずること。

### (3) 医療機関に対する支援（要望先：厚生労働省）

新型コロナウイルス陽性患者や疑い患者を受け入れている医療機関については、その診療対応等のための体制確保に多額の費用を要しており、経営に多大な影響を受けていることから、経営安定化のため、実態に即した必要な財政支援を講ずること。

また、その他の医療機関についても、患者の受診抑制や、入院・手術の延期等により経営状況が悪化していることから、継続的な医療の提供や、経営安定化のために必要な財政支援を講ずること。

#### (4) 病院会計に対する支援（要望先：総務省・厚生労働省）

第二種感染症指定医療機関であるさいたま市立病院は、新型コロナウイルス陽性患者や疑い患者の受け入れを行うに当たり、一部病棟の閉鎖や手術実施件数の抑制などによる収益の減少により、病院経営に多大な影響が生じている。

市が運営する唯一の公立病院であり、地域の基幹病院としての地域医療における中核的な役割を果たすために、また、今後の到来が予測される新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備えるために、経営の安定化は必要不可欠であり、そのために必要な財政支援を行うこと。

#### (5) 認可外保育施設に対する支援（要望先：厚生労働省）

保育施設に対する登園自粛や臨時休園については、緊急事態宣言によって生じた社会的必要性に対応して行われていることを踏まえ、認可保育所と同様に認可外保育施設においても、利用者及び施設を支援する観点から、施設の登園を自粛した場合や臨時休園した場合の利用料の減額分など、臨時的な措置として必要な財政措置を講ずること。

## 2 雇用の維持と経済活性化

#### (1) 中小企業・小規模事業者への一層の支援

（要望先：経済産業省（中小企業庁））

さいたま商工会議所が4月に会員企業を対象に行ったアンケートでは、約9割の企業が「現在及び今後、新型コロナウイルスの影響が出る」と回答しており、多くの業種や業態で状況が悪化していることから、中小企業・小規模事業者に対して、継続した資金繰り対策、各種給付金・助成金、固定経費への支援など、事業継続を下支えし、地域経済等への影響を最小限に抑えるため、支援策をより一層充実・強化すること。

#### (2) 劣後ローンの制度化（要望先：経済産業省（中小企業庁））

「劣後ローン」については、長期間返済不要、破綻時の劣後性といった特性上、信用保証協会の保証付き融資としての実行が困難であることから、国において信用保証協会による保証付き融資における「劣後ローン」を制度化するとともに、破綻時における国からの保険料を通常の制度融資よりも手厚くすること。

### （３）消費喚起策への継続的支援

（要望先：経済産業省（中小企業庁）・国土交通省（観光庁））

緊急事態宣言に伴う外出自粛や休業、営業短縮等による経済活動の抑制等により、多くの市内事業者が甚大な影響を受けており、経済活動が感染拡大以前に戻るまでに相当の時間を要することから、今後の地域経済活動の回復に向けて、地域の実情に合った消費喚起策について、継続的な財政支援を講ずること。

### （４）文化芸術に対する支援（要望先：文部科学省（文化庁））

新型コロナウイルス感染拡大に伴う公演やイベントの中止等により、文化芸術関係者・団体等が大きな打撃を受けていることから、文化芸術に対する重要性について国民的理解を深めるとともに、文化芸術活動の実態や関係者等の意向を的確に把握し、関係者等が実施する事業への支援だけでなく、団体運営費等への支援も含め、活動の維持・継続に有効な支援策を講ずること。

また、地域の実情に応じ、文化芸術活動を行う関係者等に対して、地方が適切な支援をできるよう、国において十分な財政措置を講ずること。

## ３ 教育機会の確保

### （１）ＩＣＴ環境整備への継続的な支援（要望先：文部科学省）

教育機会の確保については、再度の感染拡大に伴う臨時休業等も想定し、全ての児童生徒の教育機会の確保に向けたＩＣＴ環境の整備に当たり、情報機器の調達、家庭学習のための通信機器整備支援等にかかる継続的かつ十分な財政措置を講ずること。

### （２）臨時休業等に伴う学習の遅れに対する指導体制の確保

（要望先：文部科学省）

臨時休業及び分散登校に伴う学習の遅れに対する指導体制の確保については、教職員の負担軽減の観点から、授業実施及びきめ細かな指導に必要な教員の加配及び学習指導員の増員並びに教員の業務支援を行うスクール・サポート・スタッフの増員を図るための財政措置を講ずること。

### （３）学校における衛生用品の配備（要望先：文部科学省）

学校における衛生用品配備については、新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる対応の長期化を見据え、引き続き財政措置を講ずること。

#### (4) 学生に対する経済的支援（要望先：文部科学省）

緊急事態宣言に伴う感染拡大防止策として、外出自粛や飲食店等の営業自粛が要請されたことで、アルバイト先の休業や実家からの仕送りが無くなる等により、学費や生活費のための収入が得られず、学業を断念せざるを得ない学生が多数いることから、生活や学業が継続できるよう、給付型の経済的支援を継続的に講ずること。

#### 4 地方自治体の財政に対する支援（要望先：総務省）

新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化は、市民生活や地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

これまで本市では、市民の命や生活を守ることを最優先に、感染症拡大防止と医療体制の強化、中小企業・小規模事業者及び市民一人ひとりの生活の下支えとなる支援を中心に、国の緊急経済対策の隙間を埋める独自の支援策に取り組んできた。そして、今後も地域経済の再活性化へ向けた更なる支援が求められている。

また、地方税収等については、令和3年度以降も大幅な減収は避けられない状況にあり、市税に占める市民税の割合が5割を超える本市にとって、その影響は特に大きいものと危惧している。

こうしたことから、地方自治体が持続可能な財政運営を行えるよう、地方交付税の必要額を確保するとともに、減収補填債の対象税目の拡大や猶予特例債の弾力的な運用等、地方自治体の財政力に関わらず必要かつ十分な財政措置を行うこと。

#### 5 感染症対策のあり方の検討（要望先：内閣官房）

今後の感染拡大や新たな感染症への備えを万全にするために、国・都道府県・市町村の役割分担や事務権限について、地方自治体の意見も踏まえ検証を行い、明確にすること。

【参考】要望項目及び要望先一覧

|                                    |                          |                            |
|------------------------------------|--------------------------|----------------------------|
| 1 再度の感染拡大や事態の長期化を見据えた感染防止策と医療体制の整備 |                          |                            |
| (1)                                | 保健所における更なる体制の充実          | 厚生労働省                      |
| (2)                                | 治療薬及びワクチンの実用化            | 厚生労働省                      |
| (3)                                | 医療機関に対する支援               | 厚生労働省                      |
| (4)                                | 病院会計に対する支援               | 総務省<br>厚生労働省               |
| (5)                                | 認可外保育施設に対する支援            | 厚生労働省                      |
| 2 雇用の維持と経済活性化                      |                          |                            |
| (1)                                | 中小企業・小規模事業者への一層の支援       | 経済産業省（中小企業庁）               |
| (2)                                | 劣後ローンの制度化                | 経済産業省（中小企業庁）               |
| (3)                                | 消費喚起策への継続的支援             | 経済産業省（中小企業庁）<br>国土交通省（観光庁） |
| (4)                                | 文化芸術に対する支援               | 文部科学省（文化庁）                 |
| 3 教育機会の確保                          |                          |                            |
| (1)                                | I C T 環境整備への継続的な支援       | 文部科学省                      |
| (2)                                | 臨時休業等に伴う学習の遅れに対する指導体制の確保 | 文部科学省                      |
| (3)                                | 学校における衛生用品の配備            | 文部科学省                      |
| (4)                                | 学生に対する経済的支援              | 文部科学省                      |
| 4 地方自治体の財政に対する支援                   |                          |                            |
|                                    | 地方自治体の財政に対する支援           | 総務省                        |
| 5 感染症対策のあり方の検討                     |                          |                            |
|                                    | 感染症対策のあり方の検討             | 内閣官房                       |

令和３年度国の施策・予算に対する提案・要望  
(新型コロナウイルス関連)

令和２年７月

発行 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部  
〒330-9588  
埼玉県さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号  
０４８－８２９－１０３３（直通）